





62

記第三十一号の四様式 (第七条, 第二十条, 第四十四条関係)

日本国政府法務省

90

>A

指 定 書

DESIGNATION

氏 名  
N A M E

BUI QUOC VIET

国籍・地域  
NATIONALITY/REGION

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称 株式会社 大山工業

所在地 東京都八王子市諏訪町108番地4

・特定産業分野

建設

(参考)

日本国法務大臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT



50

17